（3）届出・協議の対象となる整備項目

■特定生活関連施設の新築等の届出・協議対象整備項目適用表

1 建築物

（建築物：その 1）

項目	別表第１の項に該当→	（1）					（2）					（3）											（4）		（5）		（6）	（7）
	小項目	1 第一種医療施設	2 第一種保健福祉施設	3 第一種官公庁施設	4 文化教養施設	5 公益施設	1 第二種医療施設	2 第二種保健福祉施設	3 第二種官公庁施設	4 教育施設	5 集会施設	1 興行施設	2 遊技施設	3 スポーツ施設	4 物品販売店舗（コンビニエンスストアを除く）	5 飲食店舗	6 サービス業店舗	7 宿泊施設	8 展示施設	9 観光施設	10 自動車車庫	4′ コンビニエンスストア	1 事務所	2 工場等	1 共同住宅※①	2 寄宿舎※①	公共交通機関の駅舎等	複数構成施設の共用部分
	生活関連施設																										2以上の用途で構成される施設の共用部分
	特定生活関連施設	すべて					100 ㎡以上					100 ㎡以上											3,000 ㎡以上		2,000 ㎡以上		すべて	建築物全体の用途面積3,000 ㎡以上
別表第２の項に該当 ↓	用途面積等	すべて					用途面積（㎡） 300 ㎡未満	300～1,000 ㎡未満	1,000～2,000 ㎡未満	2,000 ㎡以上		用途面積（㎡） 300 ㎡未満	300 ㎡以上～1,000 ㎡未満	1,000 ㎡以上～2,000 ㎡未満	2,000 ㎡以上	すべて							すべて		すべて		乗降客数区分（人） 2,000人未満	2,000人以上～5,000人未満	5,000人以上	用途面積（㎡） 3,000 ㎡以上
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(2) 敷地内の通路	1) 通路 2) 道等に至るまでの１以上の経路 3) 傾斜路	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(3) 廊下等及び各室の入口	1) 廊下 2) 傾斜路 3) 各室の出入口	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(4) 階　段	階段	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(5) 便　所※②	1) 腰掛式便器 2) 男子用小便器	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	3) オストメイト対応水洗器具	◎※⑥					○	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(6) 車椅子使用者用便房※③	車椅子使用者用便房	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(7) 駐車施設	1) 車椅子使用者用駐車施設 2) 通路	◎					○	○	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(8) 視覚障害者を誘導する装置等※④	1) 出入口から道路 2) 出入口から受付等 3) 傾斜路等の上端及び下端 4) 階段等の上端及び下端	◎					○	○	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(9) エレベーター※⑤	エレベーター	◎					○	○	○	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(10) 特殊構造昇降機※⑤	特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター	◎					○	○	○	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所 2) 出入口	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(13) 券売機	券売機	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(14) 改札口等	改札口、レジ通路	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎印：整備基準の対象及び届出等の対象となる整備項目を示す。
○印：整備基準の対象となる整備項目を示す。

（建築物：その 2）

項目	別表第１の項に該当→	（1）					（2）					（3）											（4）		（5）		（6）	（7）
	小項目	1 第一種医療施設	2 第一種保健福祉施設	3 第一種官公庁施設	4 文化教養施設	5 公益施設	1 第二種医療施設	2 第二種保健福祉施設	3 第二種官公庁施設	4 教育施設	5 集会施設	1 興行施設	2 遊技施設	3 スポーツ施設	4 物品販売店舗（コンビニエンスストアを除く）	5 飲食店舗	6 サービス業店舗	7 宿泊施設	8 展示施設	9 観光施設	10 自動車車庫	4′ コンビニエンスストア	1 事務所	2 工場等	1 共同住宅※①	2 寄宿舎※①	公共交通機関の駅舎等	複数構成施設の共用部分
	生活関連施設																										2以上の用途で構成される施設の共用部分
	特定生活関連施設	すべて					100 ㎡以上					100 ㎡以上											3,000 ㎡以上		2,000 ㎡以上		すべて	建築物全体の用途面積3,000 ㎡以上
別表第２の項に該当 ↓	用途面積等	すべて					用途面積（㎡） 300 ㎡未満	300～1,000 ㎡未満	1,000～2,000 ㎡未満	2,000 ㎡以上		用途面積（㎡） 300 ㎡未満	300 ㎡以上～1,000 ㎡未満	1,000 ㎡以上～2,000 ㎡未満	2,000 ㎡以上	すべて							すべて		すべて		乗降客数区分（人） 2,000人未満	2,000人以上～5,000人未満	5,000人以上	用途面積（㎡） 3,000 ㎡以上
(15) 案内設備	1) 案内板 2) 視覚障害者案内設備	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用客席、観覧室 2) 出入口までの通路	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(17) 洗面所	洗面所	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(18) 浴　室	浴室、脱衣室	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室	◎					○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

項目	別表第１の項に該当→	（1）					（2）					（3）											（4）		（5）		（6）	（7）
	小項目	1 第一種医療施設	2 第一種保健福祉施設	3 第一種官公庁施設	4 文化教養施設	5 公益施設	1 第二種医療施設	2 第二種保健福祉施設	3 第二種官公庁施設	4 教育施設	5 集会施設	1 興行施設	2 遊技施設	3 スポーツ施設	4 物品販売店舗	5 飲食店舗	6 サービス業店舗	7 宿泊施設	8 展示施設	9 観光施設	10 自動車車庫	1 事務所	2 工場等	1 共同住宅※①	2 寄宿舎※①	公共交通機関の駅舎等	複数構成施設の共用部分
	生活関連施設																										
(20) 授乳場所	授乳場所（用途面積 5,000 ㎡以上）			◎	◎										◎											◎	
(21) おむつ交換台	おむつ交換台（用途面積 2,000 ㎡以上）			◎	◎						◎	◎			◎											◎	
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子（用途面積 2,000 ㎡以上）			◎	◎						◎	◎			◎											◎	
(23) 客　室	車椅子使用者用客室（客室 50 室以上）																	◎									

(注)ア. ※①共用部分のみを対象とする。
イ. ※②保育所、教育施設、共同住宅は除く。
ウ. ※③保育所、幼稚園、共同住宅は除く。
エ. ※④第一種又は第二種保健福祉施設で特定の者が利用するもの及び教育施設[redacted]は、「(1) 出入口から道路」のみを適用する。
オ. ※⑤教育施設は除く。
カ. ※⑥2,000 ㎡未満の場合は、整備基準の対象となるが、届出の対象から除く。
キ. (1) 出入口の適用については、すべての出入口ではなく、1 以上の出入口を整備基準に適合するものとする。
ク. (5) 便所、(6) 車椅子使用者用便房、(7) 駐車施設については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。
ケ. (11) 受付カウンター及び記載台から (19) 更衣室等までの整備項目については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。
コ. (16) 観客席については、固定席を設置する場合に適用する。